

議案第72号

鹿児島県税条例の一部を改正する条例制定の件

鹿児島県税条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和7年6月提出

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県税条例の一部を改正する条例

鹿児島県税条例（昭和38年鹿児島県条例第23号）の一部を次のように改正する。

第21条中「扶養控除額」の次に「、特定親族特別控除額」を加える。

第23条の2第1項第3号中「及び第3号に掲げる寄附金（同条第3項の規定により特定寄附金とみなされるものを含む。）並びに」を「から第4号までに掲げる寄附金及び」に改め、同号イを次のように改める。

イ 公益信託に関する法律（令和6年法律第30号）第2条第1項第1号に規定する公益信託（同法第6条又は附則第4条第1項の規定により知事の認可を受けたものに限る。）の信託財産とするために支出した当該公益信託に係る信託事務に関連する寄附金

第28条の3中「者に限る。）」の次に「若しくは特定親族（退職手当等に係る所得を有する者であつて、合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）」を加える。

第35条第1項第1号中「第145条の5」を「第145条の13」に改める。

第46条の2第1項中「法人課税信託」を「法人課税信託等」に改める。

第62条第4項及び第5項中「附則第12条の2」を「附則第12条の2の2」に改める。

第101条第1項第4号アに次のように加える。

（㊦）電気を動力源とする自動車で内燃機関を有しないもの 年額 20,000円

第101条第3項中「及び」の次に「第4号ア並びに」を加える。

附則第8条から第13条までを次のように改める。

（加熱式たばこに係る県たばこ税の課税標準の特例）

第8条 令和8年4月1日以後に第57条第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等（次項において「売渡し等」という。）が行われた加熱式たばこ（法第74条の3の2の規定により製造たばことみなされるものを含む。以下この条において同じ。）に係る第59条第1項の製造たばこの本数は、同条第3項の規定にかかわらず、当分の間、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法により換算した紙巻たばこの本数によるものとする。

（1）葉たばこ（たばこ事業法第2条第2号に規定する葉たばこをいう。）を原料の全部又は一部としたものを紙その他これに類する材料のもので巻いた加熱式たばこ（当該葉たばこを原料の全部又は一部としたものを地方税法施行規則附則第4条の2に規定するところにより直接加熱することによつて喫煙の用に供されるものに限る。） 当該加熱式たばこの重量（フィルターその他の同規則附則第4条の3に規定するものに係る部分の重量を除く。以下この項から第3項までにおいて同じ。）の0.35グラムをもつて紙巻たばこの1本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの1本当たりの重量が0.35グラム未満である場合にあ

つては、当該加熱式たばこの1本をもつて紙巻たばこの1本に換算する方法

- (2) 前号に掲げるもの以外の加熱式たばこ 当該加熱式たばこの重量の0.2グラムをもつて紙巻たばこの1本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量が4グラム未満である場合にあつては、当該加熱式たばこの品目ごとの1個をもつて紙巻たばこの20本に換算する方法

- 2 前項の規定により加熱式たばこのうち同項第1号ただし書の規定の適用を受けるもの及び同項第2号ただし書の規定の適用を受けるもの以外のものの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等が行われた加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を同項各号に掲げる区分ごとに合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。

- 3 前項の計算に関し、同項の加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量に0.1グラム未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

- 4 第1項第2号に掲げる加熱式たばこ（法第74条の3の2の規定により製造たばことみなされるものに限る。）のうち、次に掲げるものについては、同号ただし書の規定は、適用しない。

(1) 第1項第1号に掲げる加熱式たばこと併せて喫煙の用に供されるもの

(2) 第1項第2号に掲げる加熱式たばこ（法第74条の3の2の規定により製造たばことみなされるものを除く。）と併せて喫煙の用に供される加熱式たばこ（同条の規定により製造たばことみなされるものに限る。）であつて当該加熱式たばこのみの品目のもの

第9条から第13条まで 削除

附則第17条の2第1項中「第1号」を削り、同項第2号に次のように加える。

サ 電気を動力源とする自動車で内燃機関を有しないもの 年額23,600円

附則第18条第1項中「第11条の7第4項」を「第11条の6第4項」に、「第11条の7第1項」を「第11条の6第1項」に改め、同条第2項中「第11条の7第5項」を「第11条の6第5項」に改める。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

(1) 第101条の改正規定及び附則第17条の2の改正規定 公布の日

(2) 第21条及び第28条の3の改正規定並びに附則第18条の改正規定並びに次条第1項及び第3項の規定 令和8年1月1日

(3) 第35条及び第62条の改正規定並びに附則第8条から第13条までの改正規定並びに附則第4条の規定 令和8年4月1日

(4) 第46条の2の改正規定並びに附則第3条及び第5条の規定 公益信託に関する法律（令和6年法律第30号）の施行の日

(5) 第23条の2の改正規定及び次条第2項の規定 前号に掲げる規定の施行の日の属する年

の翌年の1月1日

(県民税に関する経過措置)

第2条 改正後の鹿児島県税条例（以下「新条例」という。）第21条の規定は、令和8年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、令和7年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。

2 改正前の鹿児島県税条例（以下「旧条例」という。）第23条の2第1項第3号イに規定する公益信託の信託財産とするために支出する金銭については、同号の規定は、なおその効力を有する。

3 新条例第28条の3第1項の規定は、前条第2号に掲げる規定の施行の日以後に支払を受けべき所得税法（昭和40年法律第33号）第203条の6第1項に規定する公的年金等（同法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）について提出する新条例第28条の3第1項の規定による申告書について適用し、同日前に支払を受けべき公的年金等について提出した旧条例第28条の3第1項の規定による申告書については、なお従前の例による。

(地方消費税に関する経過措置)

第3条 新条例第46条の2第1項の規定は、附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日以後に効力が生ずる地方税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第4号）附則第1条第10号に掲げる規定による改正後の地方税法第72条の80第1項ただし書に規定する公益信託（公益信託に関する法律附則第4条第1項に規定する移行認可（以下この項において「移行認可」という。）を受けた信託を含む。）について適用し、同日前に効力が生じた公益信託に関する法律による改正前の公益信託ニ関スル法律（大正11年法律第62号）第1条に規定する公益信託（移行認可を受けたものを除く。）については、なお従前の例による。

(県たばこ税に関する経過措置)

第4条 次項に定めるものを除き、附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった加熱式たばこ（新条例附則第8条第1項に規定する加熱式たばこをいう。次項において同じ。）に係る県たばこ税については、なお従前の例による。

2 令和8年4月1日から同年9月30日までの間に、鹿児島県税条例第57条第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等が行われた加熱式たばこに係る同条例第59条第1項の製造たばこの本数は、同条第3項及び新条例附則第8条の規定にかかわらず、次に掲げる製造たばこの本数の合計数によるものとする。

(1) 鹿児島県税条例第59条第3項の規定により換算した紙巻たばこ（新条例附則第8条第1項に規定する紙巻たばこをいう。次号において同じ。）の本数に0.5を乗じて計算した製造たばこの本数

(2) 新条例附則第8条の規定により換算した紙巻たばこの本数に0.5を乗じて計算した製造たばこの本数

3 前項各号に掲げる製造たばこの本数に1本未満の端数がある場合には、その端数を切り捨

てるものとする。

（鹿児島県税条例の一部を改正する条例の一部改正）

第5条 鹿児島県税条例の一部を改正する条例（平成19年鹿児島県条例第36号）の一部を次のように改正する。

附則第2条第1項中「を除く」を「及び公益信託に関する法律（令和6年法律第30号）附則第4条第1項に規定する移行認可を受けたものを除く」に改める。

（提案理由）

地方税法等の改正等に伴い，所要の改正をしようとするものである。